

次回の除排雪から パートナーシップ排雪制度に変わります



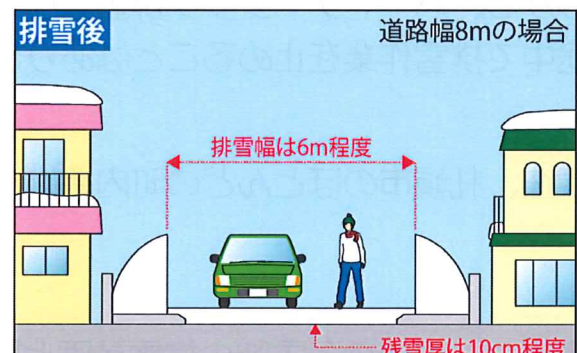
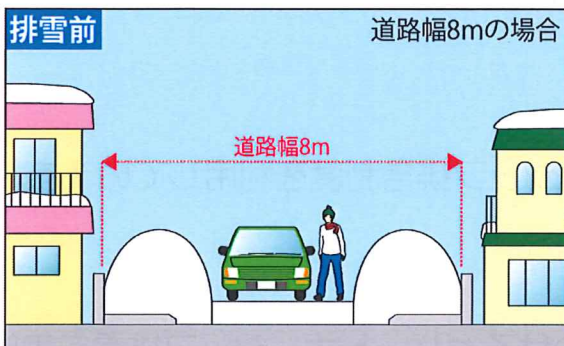
何が変わる
のかな？

除排雪方式の変更については、当初「臨時総会」の開催にて結論を出す予定でしたが、公的機関との打合せで「臨時総会」開催の必要がないことが分かり、10月22日(土)に「役員総会」を開催し、パートナーシップ排雪制度への変更を決定しました。

北郷親栄町内会連絡協議会
会長 酒井 富雄

■排雪作業水準

道路幅	排雪幅	残雪厚（路面に残す厚さ）
8 m以上	6 m程度	1 0 cm 程度
4 m以上 8 m未満	機械作業で実施可能な排雪幅（最大 6m程）	1 0 cm 程度



※道路上に堆積している雪を全て排雪する制度ではありません。

※公園周り及び川沿いの道路は片側のみの排雪となります。

■排雪予定日

排雪予定日は、地域の積雪状況や市の排雪作業全体の工程などを考慮し、市が決定しますが、雪堆積場の状況や気候状況などによっては、決定後であっても変更になることがあります。

裏面に続く→

■排雪区間

○今まで排雪を行っていた道路（今まで排雪を行っていた私道も含む）

※札幌市の計画排雪道路（通学路・バス通り・幹線道路）は生活道路排雪前に排雪に入りますが、生活道路排雪の折に重機・トラックの入る道を開けるために再度排雪に入ります。（但し、上記の排雪基準とは限りません）

■地域支払い額

生活道路は札幌市との折半となります。今年度分の負担額はまだ提示されていませんが、町内会費の特別徴収金の変更は現段階では考えていません。

※ちなみに今までの排雪方式とほぼ同じ金額です。

■パートナーシップ排雪に変わるとどうなるの？

○以前の排雪業者のような排雪はしてもらえないかもしれません。

しかし、パートナーシップ排雪なら最後まで行います。

途中で排雪作業を止めることはありません。

○現在、札幌市のほとんどの町内会はパートナーシップ排雪制度を利用しています。

○今後の札幌市の多雪時の排雪計画と照らし合わせるとパートナーシップ排雪を実施していた方が札幌市の計画的な排雪に組み込まれ、メリットが大きい。

○関係機関への届出・作業に係る安全対策・指示監督は札幌市が行う。

○ご家庭の敷地内の雪を道路に出すのは、以前と同じで厳禁です。

